

上越市選挙管理委員会告示 第 61 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和 6 年 10 月 14 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 不在者投票の事務を取り扱う場所

別紙のとおり